

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 専門技術師制度に関する規則

(目的)

第1条

本規則は「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、本学会の専門技術師制度について定める。

(専門技術師の名称)

第2条

本学会の専門技術師は、脳波に関する専門技術師、筋電図・神経伝導に関する専門技術師の2分野に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会専門技術師（脳波）(Board-certified clinical neurophysiology technologist (EEG section))、日本臨床神経生理学会専門技術師（筋電図・神経伝導）(Board-certified clinical neurophysiology technologist (EMG/NCS section)) と称する。

(専門技術師の審査、認定方法)

第3条

専門技術師の認定は、資格取得を希望する会員からの申請に基づき、初回申請時の認定試験、及び、期間更新時の審査によって行う。

2. 認定の有効期間は原則として5年間とする。
3. 認定は、理事会が行う。
4. 第1項の資格審査及び試験は、毎年行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる。
5. 専門技術師に認定された者には、専門技術師認定証を交付する。

(専門技術師の初回認定)

第4条

初回申請時は、受験資格を満たした者に対しての試験により審査、認定を行う。

2. 試験の形式・内容、及び手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

(専門技術師の資格更新)

第5条

専門技術師の資格は、認定後5年ごとに、本人からの申請を元に審査、認定の更新を行うものとする。

2. 資格更新の基準、及び、手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

(専門技術師認定の取り消し)

第6条

理事会は、次の事項に該当する専門技術師について、その認定を取り消すことができる。

- 1) 本学会会員を除名された場合
- 2) 専門技術師としてふさわしくない行為があった場合

(改正)

第7条

本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(補則)

第8条

本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本規則は、2016年10月26日から施行する。
2. 本規則の施行と同時に、従来の日本臨床神経生理学会認定技術師を日本臨床神経生理学
会専門技術師に名称変更する。
3. 本規則は、2018年11月7日から施行する。
4. 本規則は、2019年11月27日から施行する。
5. 本規則は、2021年12月15日から施行する。